

# 高齢者保健福祉計画 及び 第9期介護保険事業計画の策定 並びに 介護保険条例の一部改正 について

## 1. パブリックコメントの主旨

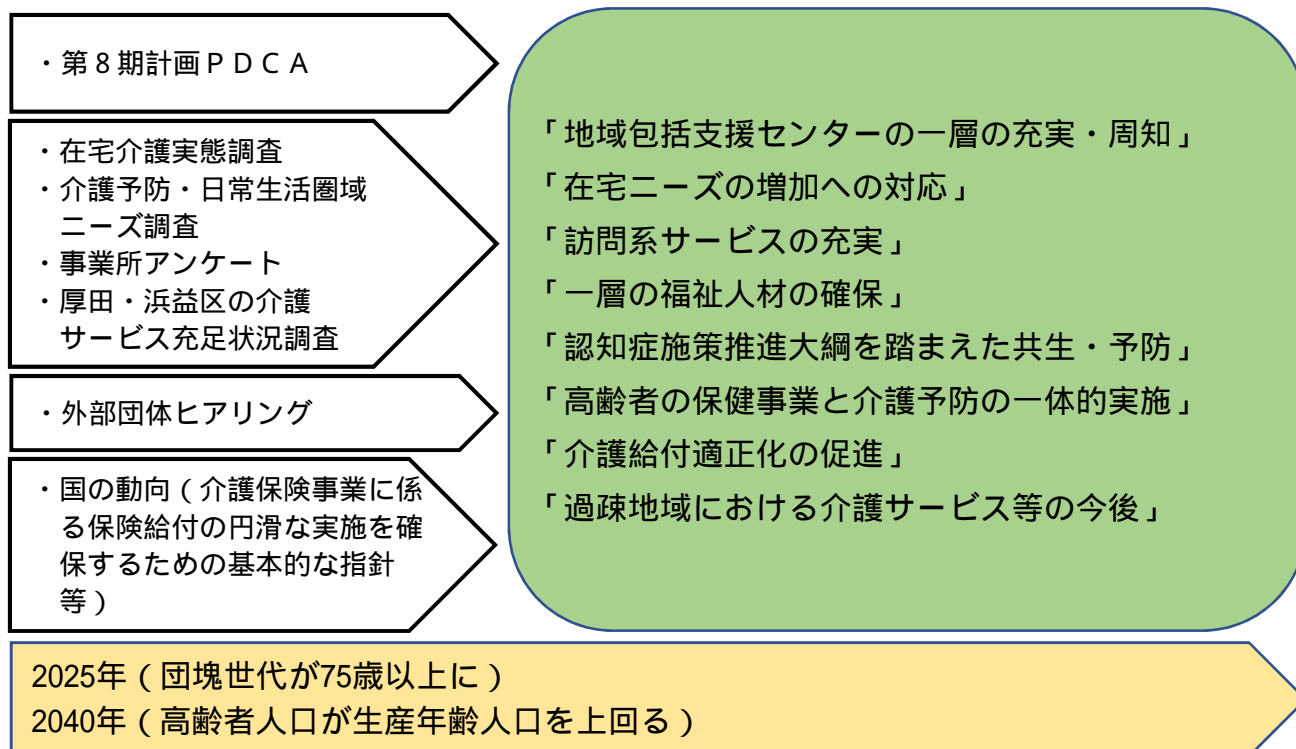
高齢者保健福祉計画(令和6年度～令和11年度)及び第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)の策定(以下「計画の策定等」という。)にあたり、次のように検討を行い、計画(案)としましたので、この計画(案)及びその実施に伴う介護保険条例の一部改正にかかるパブリックコメントを実施します。

## 2. 計画の策定等にかかる検討プロセスと課題・方向性の整理

計画の策定等にあたり、2025年、2040年を念頭に置き、石狩市介護保険事業運営推進協議会において次のように検討を行い、課題や方向性を整理しました。

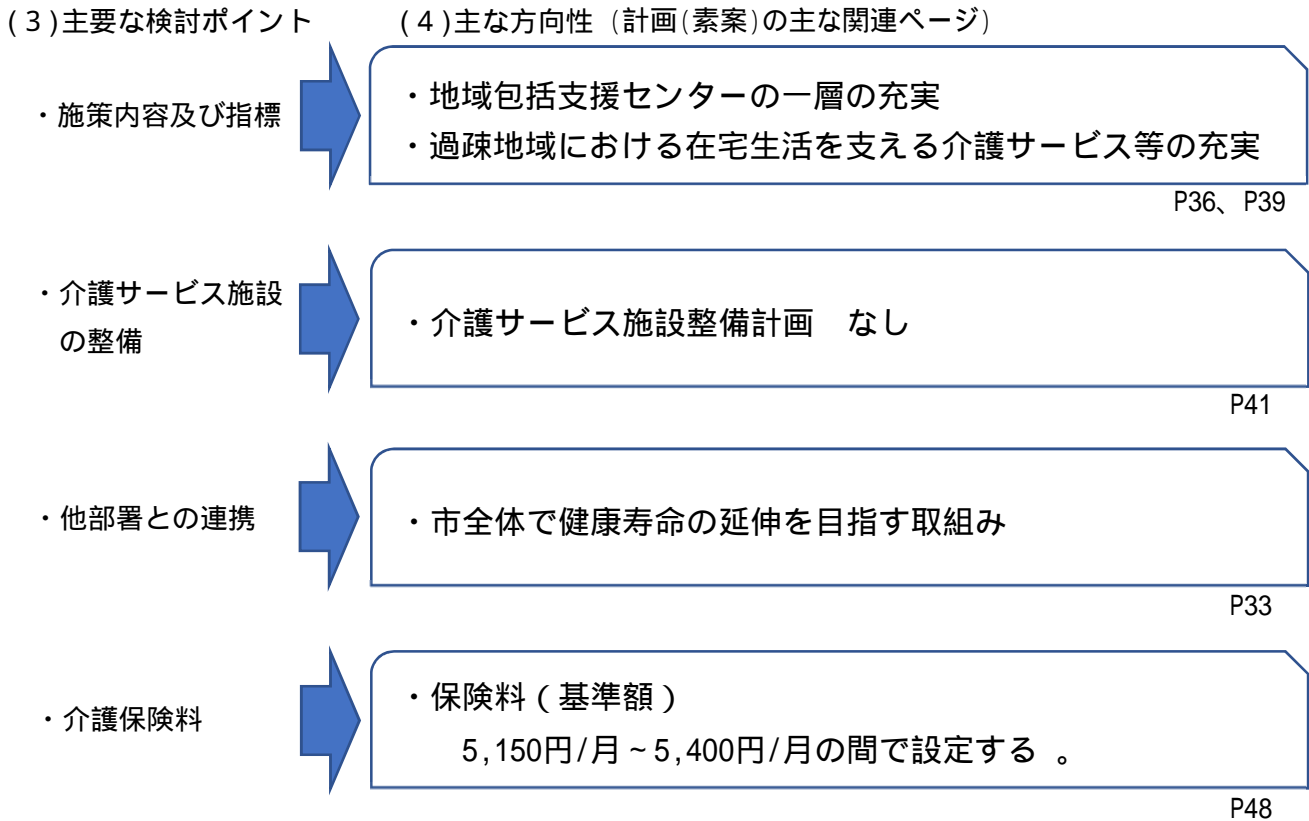
(1) 第8期計画の進捗管理・各種調査等

(2) 課題・方向性の整理



### 3. 計画(案)の方向性

課題や方向性より、主要な検討ポイント整理し、主な方向性を出しました。



保険料額の確定は、今後の介護報酬の改定内容や法改正に伴う制度変更の影響額により決定されるため、現時点ではこの範囲を想定しております。

### 4. 条例の一部改正について

#### (1) 石狩市介護保険条例の一部改正

第9期介護保険事業計画期間における介護給付等の見込量に基づいて算定した介護保険事業に要する費用に充てるため、同計画期間の介護保険料を定めるものです。介護保険料は、介護保険料基準額となる第5段階保険料額を、現行と同額の月額5,150円(年額61,800円)から月額5,400円(年額64,800円)の間で設定します(3(3)の印参照)。

その他の内容につきましては、基本的に国の見直しに準拠した保険料額、対象期間の修正及び段階の追加を行います。

#### (2) 施行期日

令和6年4月1日より施行。